

## 宇喜田十八軒自治会 個人情報取扱ルール

宇喜田十八軒自治会

改定 令和 6 年 4 月 28 日

(目的)

第 1 条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定める。

(責務)

第 2 条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに自治会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第 3 条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年 1 回は会員に周知する。

(管理者)

第 4 条 宇喜田十八軒自治会における個人情報の管理者は、宇喜田十八軒自治会 会長とする。

(取扱者)

第 5 条 宇喜田十八軒自治会における個人情報の取扱者は、宇喜田十八軒自治会 企画総務部長とする。

(秘密保持義務)

第 6 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用しません。  
その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第 7 条 本会は、会長が「宇喜田十八軒自治会 加入届」などを会員又は会員になろうとするものから受理することにより個人情報を取得する。

2. 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号などで会員が同意する事項とする。

3. 本会が配付する宇喜田十八軒自治会に記載する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号などで会員が同意する事項とする。

(利用)

第 8 条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。

(1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など

(2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成

(3) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第 9 条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しない。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

(2) 法令に基づく場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（都・区役所を除く）に提供したときは法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（都・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示)

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができる。

2. 個人情報管理者は会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き本人に開示する。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができる。

2. 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとする。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条

取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行う。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 宇喜田十八軒自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、宇喜田十八軒自治会 会長とする。

(附則)

この規約は、令和 6 年 4 月 28 日から施行する。